

○内閣府告示第五十六号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条第一項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を次のように変更することとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

|     |  |
|-----|--|
| 改正後 | <p>第二 教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項</p> <p>一 教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方</p> <p>〔第一段落〕第十段落 略</p> <p>保育の質を確保するため、小規模保育事業や事業所内保育事業の職員配置及び設備等の認可基準を踏まえ、仕事・子育て両立支援事業に係る事業所内保育業務を行う施設（以下「<u>企業主導型保育施設</u>」という。）の助成等の対象を定めるなどの対応を行う。また、保育の質が維持されるよう、助成等を行った<u>企業主導型保育施設</u>等に対する助成要件の確認に係る指導・監査、助成決定の取消等の仕組みを設ける。</p> <p>二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働</p> <p>第一段落 〔略〕</p> <p>一方、教育・保育施設の認可及び認定は主に都道府県が行う。</p>   |
| 改正前 | <p>第二 教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項</p> <p>一 教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方</p> <p>〔第一段落〕第十段落 略</p> <p>保育の質を確保するため、小規模保育事業や事業所内保育事業の職員配置及び設備等の認可基準を踏まえ、仕事・子育て両立支援事業に係る事業所内保育業務を行う施設（以下「<u>事業所内保育施設</u>」という。）の助成等の対象を定めるなどの対応を行う。また、保育の質が維持されるよう、助成等を行った<u>事業所内保育施設</u>等に対する助成要件の確認に係る指導・監査、助成決定の取消等の仕組みを設ける。</p> <p>二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働</p> <p>第一段落 〔同上〕</p> <p>一方、教育・保育施設（<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）に所在する幼保連携型認定こども園及び保育所を除く。以下2において同</u></p> |

〔第三段落〕第五段落 略〕

3 〔略〕

4 国と地方公共団体との連携及び協働

第一段落 〔略〕

国は、仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を図るため、地方公共団体への事業の内容や実施状況等の情報提供などを行う体制を整備する。また、例えば、地域枠の設定状況などの情報が地方公共団体に共有され、保育所等への入所を希望する保護者への案内につながるようにするなど、各地方公共団体における待機児童の解消等を図る観点から、地域の実情に応じ、企業主導型保育施設が活用されるような必要な対応を行う。

5 〔略〕

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

〔1〕5 略〕

6 他の計画との関係

子ども・子育て支援事業計画は、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画及び同法第八十条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、教育振興基本計画（教育基本法（平成十八年法律第二十号）第十七条第二項の規定により市町村又は都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。）、自

じ。）、の認可及び認定は都道府県が行う。

〔第三段落〕第五段落 同上〕

3 〔同上〕

4 国と地方公共団体との連携及び協働

第一段落 〔同上〕

国は、仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を図るため、地方公共団体への事業の内容や実施状況等の情報提供などを行う体制を整備する。また、例えば、地域枠の設定状況などの情報が地方公共団体に共有され、保育所等への入所を希望する保護者への案内につながるようにするなど、各地方公共団体における待機児童の解消等を図る観点から、地域の実情に応じ、事業所内保育施設が活用されるような必要な対応を行う。

5 〔同上〕

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

〔1〕5 同上〕

6 他の計画との関係

子ども・子育て支援事業計画は、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第八十条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、教育振興基本計画（教育基本法（平成十八年法律第二十号）第十七条第二項の規定により市町村又は都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。）、自立促進計画（

立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十一条第二項第三号に規定する自立促進計画をいう。以下同じ。））、障害者計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、児童福祉法第五十六条の四の二第一項に規定する市町村整備計画（以下「市町村整備計画」という。）その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であつて、子ども・子育て支援に関する事項を定めるもの並びに放課後子どもプラン事業計画その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする必要がある。

## 第二段落 「略」

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項  
第一段落 「略」

なお、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）及び児童相談所設置市（児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市をいう。以下同じ。）にあつては、本指針において都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市等及び児童相談所設置市が処理することとされているものについては、適切に市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むことが必要である。

## 1 「略」

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十一条第二項第三号に規定する自立促進計画をいう。以下同じ。））、障害者計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、児童福祉法第五十六条の四の二第一項に規定する市町村整備計画（以下「市町村整備計画」という。）その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であつて、子ども・子育て支援に関する事項を定めるもの並びに放課後子どもプラン事業計画その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする必要がある。

## 第二段落 「同上」

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項  
第一段落 「同上」

なお、指定都市等及び児童相談所設置市（児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市をいう。以下同じ。）にあつては、本指針において都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市等及び児童相談所設置市が処理することとされているものについては、適切に市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むことが必要である。

## 1 「同上」

2

各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、教育・保育の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準（市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第二に掲げるものという。別表第一において同じ。）を参考として、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数を定める。

〔第二段落〕第四段落 略〕

(1) 〔略〕

(2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び国家戦略特別区域小規模保育事業（国家戦略特別

2

各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、教育・保育の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準（市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第二に掲げるものという。別表第一において同じ。）を参考として、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数（③については、特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数及び特定地域型保育事業所（法第二十九条第三項第一号規定する特定地域型保育事業所をいう。以下同じ。）に係る必要利用定員総数の合計）を定める。

〔第二段落〕第四段落 同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用す

区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業をいう。以下同じ。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(3) 「略」

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

「第一段落・第二段落 略」

この場合において、市町村は、「子育て安心プラン」（平成二十九年六月二日公表）を踏まえ、必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

その際、企業主導型保育施設について、企業主導型保育施設を設置者と調整を行い、地域枠について、市町村の利用者支援の対象とする場合には、イ又はウに定める確保の内容に含めて差し支えない。

また、幼稚園（特定教育・保育施設に該当しないものを含む。）において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により

る小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(3) 「同上」

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

「第一段落・第二段落 同上」

この場合において、市町村は、(一)で定めた保育利用率を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」（平成二十五年四月十九日内閣総理大臣公表）において目標年次としている平成二十九年年度末までに、(一)により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

「上記二段落を加える」

、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、イに定める確保の内容に含めることができる。また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による二歳児受入れや幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による満三歳未満の子どもの受入れを行う場合には、ウに定める確保の内容に含めることができる。このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。

なお、当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。

市町村は、保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。

また、市町村は、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること。な

なお、当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと。

市町村は、保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報の提供を適切に行う等、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。

また、市町村は、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること。な

お、障害児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図るほか、利用手続を行う窓口において、教育・保育以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うとともに、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等は、施設の設置、事業の運営に当たり、円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましい。

なお、「子育て安心プラン」等により、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする。

〔ア〜ウ 略〕

(2) 市町村の認可に係る需給調整の考え方

〔ア・イ 略〕

ウ 当該年度の翌年度の教育・保育提供区域における特定教育  
・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものを除く。以下ウにおいて同じ。）が当該年度の必要利用定員総数を上回る場合には、ア及びイにかかわらず、当該年度の翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行う。

お、障害児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図るほか、利用手続を行う窓口において、教育・保育以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うとともに、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等は、施設の設置、事業の運営に当たり、円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましい。

なお、「待機児童解消加速化プラン」等により、認可外保育施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ及びウについてはイ及びウに定める確保の内容に加え、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制について記載することを可能とする。

〔ア〜ウ 同上〕

(2) 市町村の認可に係る需給調整の考え方

〔ア・イ 同上〕

〔号の細分を加える〕



〔3・4 略〕

三 〔略〕

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

1 〔略〕

- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- (一) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における都道府県設定区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、参酌標準（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において教育・保育の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第六に掲げるものをいう。別表第五において同じ。）を参考として、原則として次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数を定める。

〔第二段落〕第四段落 略〕

(1) 〔略〕

- (2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び国家戦略特別区域小規模保育事業に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

〔3・4 同上〕

三 〔同上〕

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

1 〔同上〕

- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- (一) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における都道府県設定区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、参酌標準（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において教育・保育の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第六に掲げるものをいう。別表第五において同じ。）を参考として、原則として次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数（③については、特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数の合計）を定める。

〔第二段落〕第四段落 同上〕

(1) 〔同上〕

- (2) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(3) 「略」

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

〔第一段落・第二段落 略〕

この場合において、都道府県は、「子育て安心プラン」を踏まえ、必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

その際、企業主導型保育施設について、企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠について、市町村の利用者支援の対象とする場合には、イ又はウに定める確保の内容に含めて差し支えない。

また、幼稚園（特定教育・保育施設に該当しないものを含む。）において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、イに定める確保の内容に含めることができる。また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による二歳児受入れや幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による満三歳未満の子どもの受入

(3) 「同上」

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

〔第一段落・第二段落 同上〕

この場合において、都道府県は、「待機児童解消加速化プラン」において目標年次としている平成二十九年末までに、(一)により定めた各年度の量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。  
〔上記二段落を加える〕

れを行う場合には、ウに定める確保の内容に含めることができ  
る。このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報  
交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討する  
こと。

都道府県は、保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に  
努めた上で、当該事業者への情報の提供を適切に行う等、多様  
な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当  
たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を  
都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更  
に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支  
援事業支援計画における実施しようとする教育・保育の提供体  
制の確保の内容及びその実施時期と整合性がとれるよう、一の  
二の(三)に基づき、都道府県は市町村に一定期間ごとに報告を求  
める等の連携を図るとともに、都道府県設定区域内の関係市町  
村の市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要がある  
と認められる場合には、円滑な調整を図ることが必要である。

なお、「子育て安心プラン」等により、認可外保育施設の認  
可施設への移行を支援しているところであるが、当分の間、イ  
及びウについては、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基  
づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の  
提供体制の確保について、イ及びウに定める確保の内容に加え  
て記載することを可能とする。

都道府県は、保育の提供を行う意向を有する事業者の把握に  
努めた上で、当該事業者への情報の提供を適切に行う等、多様  
な事業者の参入を促進する工夫を図ることが必要である。

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当  
たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を  
都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更  
に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支  
援事業支援計画における実施しようとする教育・保育の提供体  
制の確保の内容及びその実施時期と整合性がとれるよう、一の  
二の(三)に基づき、都道府県は市町村に一定期間ごとに報告を求  
める等の連携を図るとともに、都道府県設定区域内の関係市町  
村の市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要がある  
と認められる場合には、円滑な調整を図ることが必要である。

なお、「待機児童解消加速化プラン」等により、認可外保育  
施設の認可施設への移行を支援しているところであるが、当分  
の間、イ及びウについては、市町村又は都道府県が一定の施設  
基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等によ  
る保育の提供体制の確保について、イ及びウに定める確保の内  
容に加えて記載することを可能とする。

〔ア～ウ 略〕

(2) 都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ア 都道府県の認可、認定に係る需給調整の基本的考え方

(ア) 都道府県知事は、認定こども園法第三条第八項の規定により、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下(ア)において同じ。）に関する認定の申請があつた場合において、当該認定こども園が所在する都道府県設定区域における次のaからcまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のaからcまでに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認定申請に係る認定こども園の設置によってこれを超えることになると認めるときは、認定こども園の認定をしないことができる。

第二段落 「略」

〔a～c 略〕

〔イ・ウ 略〕

〔イ～エ 略〕

カ 当該年度の翌年度のア、イ又はウに係る必要利用定員総数

（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものを除く。以下オにおいて同じ。）がそれぞれ対応する当該年度の必要利用定員総数を上回る場合には、ア、イ及びウにかかわらず、当該年度の翌年度のそれぞれ対応する必要

〔ア～ウ 同上〕

(2) 都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ア 都道府県の認可、認定に係る需給調整の基本的考え方

(ア) 都道府県知事は、認定こども園法第三条第七項の規定により、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下(ア)において同じ。）に関する認定の申請があつた場合において、当該認定こども園が所在する都道府県設定区域における次のaからcまでに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のaからcまでに定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における必要利用定員総数（当該年度に係るものをいう。）に既に達しているか、又は当該認定申請に係る認定こども園の設置によってこれを超えることになると認めるときは、認定こども園の認定をしないことができる。

第二段落 「同上」

〔a～c 同上〕

〔イ・ウ 略〕

〔イ～エ 同上〕

〔オの細分を加える〕

利用定員総数に基づき需給調整を行う。

〔3～5 略〕

〔五・六 略〕

別表第二 教育・保育の参酌標準

| 事項   | 内容   |
|--|--|
| 〔略〕<br>二 法第十九条第一項第<br>二号及び第三号に掲げ<br>る小学校就学前子ども<br>に該当する子ども | 認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（<br>認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保<br>育の定期的な利用を含む。）を基本として、<br>保護者の利用希望等を勘案するとともに、「<br>子育て安心プラン」を踏まえ、計画期間内<br>における必要利用定員総数を設定すること。 |

備考 表中「」の記載は注記である。

〔3～5 同上〕  
 〔五・六 同上〕

別表第二 教育・保育の参酌標準

| 事項  | 内容  |
|---|---|
| 〔同上〕<br>二 法第十九条第一項第<br>二号及び第三号に掲げ<br>る小学校就学前子ども<br>に該当する子ども | 認定区分ごとに、現在の保育の利用状況（<br>認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保<br>育の定期的な利用を含む。）を基本として、<br>保護者の利用希望等を勘案して、計画期間内<br>における必要利用定員総数を設定すること。 |

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。